

# ファクシミリ送付票

令和2年10月14日

宛先
組合員各位

発信者
協同組合広島県鉄構工業会 Tel 082-238-6539 Fax 082-238-8326 加藤善文

送付枚数(送付票含む) 1枚

## ※金属アーク溶接等作業の健康障害防止措置について

いつもお世話になります。

さて、この度、広島労働局労働基準部から、溶接ヒュームが新たに特定化学部質に指定され、改正された労働安全衛生法規が令和3年4月1日から施行されることに伴い、新たな措置・対策の実施徹底について通知がありました。

この改正は、アーク溶接作業を対象にするもので、

「金属アーク溶接作業の留意点に関するパンフレット」(厚労省作成)に従った対応を心がけるようお願いします。

### ※パンフレットは組合HP10月14日付「事務局からのお知らせ」に掲載中※

① 屋内作業場 でのアーク溶接

P 1～8

② 屋外作業場、毎回異なる屋内作業場での アーク溶接

P 9～12

● 屋外の場合は、呼吸用保護具の装着と特定化学部質作業主任者の選任は義務付けられますが、

屋内で求められるヒューム濃度測定、換気装置の適正化、濃度に応じた呼吸用保護具の選択、フィットテストは求められません。